

令和3年度 第7回騒音障害防止のためのガイドライン見直し検討会
議事要旨

○開催日時：令和4年2月24日(水)13:30~14:40

○開催場所：TKP 品川カンファレンスセンター カンファレンスルーム6B
及び WEB 方式

○出席者

委員(50音順、敬称略)

安福 慎一

井上 仁郎

大屋 正晴

岡本 和人

菅 晃

國谷 勲

佐藤 恭二

柴田 延幸

清水 英佑

和田 哲郎

オブザーバー

土屋 良直

厚生労働省

高倉 俊二(労働衛生課長)

構 健一(労働衛生課主任中央労働衛生専門官)

鈴木 聡(化学物質対策課環境改善室長補佐)

早川 慎(労働衛生課産業保健係長)

中原 勇太(労働衛生課係員)

事務局

中央労働災害防止協会

○資料

7-1. 第6回検討会における議論の整理(案)

7-2. 騒音障害防止のためのガイドライン見直し方針案(令和4年2月24日)

7-3. 報告書の構成案

○議題

- 1) 前回議論の確認について
- 2) ガイドライン見直し方針の検討について
- 3) 報告書の取りまとめについて

○議事

●前回議論の確認について、「第6回検討会における議論の整理(案)」(資料 7-1)を事務局より説明し、了解された。

●「騒音障害防止のためのガイドライン見直し方針案(令和4年2月24日)」(資料 7-2)について、前回検討会の資料(資料 6-4)からの修正箇所を中心に厚生労働省より説明した。主な説明のポイントと議論は以下のとおり。

<主な説明のポイント(前回検討会の資料 6-4からの修正等)>

◎見直し方針の取扱い

・前回検討会の資料 6-4 をもとに各委員から意見をいただき、事前に案を回付したものの。いただいた意見の箇所と対応状況を中心に説明する。

・見直し方針案が確定したのちに、報告書の一部として厚生労働省に提出される。少なくとも、見直し方針については、4月早々に公表する予定である。見直し方針案をもとに厚生労働省においてガイドライン改定作業を進めることになるが、①ガイドライン本文への反映、②ガイドライン解説による補足説明、③本文、解説のいずれにもしないが、質疑応答集やパンフレットなどの周知媒体に活用するものに分かれる。また、報告書のまま公表し、関係機関が解説書や教育教材を作成する際に参考にしてもらうという部分もあると考えている。

◎本体

・2頁(3)の1つ目の●

意見を踏まえ、製造業、建設業それぞれについて、管理体制や実施すべき事項を修正した。

・2頁(4)の3つ目の●

顧客対応等については、工業的に発生する騒音とは表現ぶりを変えている。

・3頁 2つ目の●

対象作業場の範囲を広めに考えることとの関連で、騒音源対策等により騒音障害のリスクが十分に小さくなった場合には、定期的な測定が不要となる旨記載した。

・4頁 4つめの●

前年度調査事業に関する意見を踏まえ、周辺騒音が大きい場合の無線レシーバーについての留意点を追記した。

・6頁の冒頭

雇入時等健康診断における計測周波数を具体的に記述した。

・ 6 ページ イの 2 つ目の●

4,000 ヘルツでの 25dB 計測の意義を記載した。

・ 7 頁

「騒音健康診断における健康管理区分ごとの措置」の表について、表現ぶりにつき直前に意見が出されており、今後専門的な見地から調整して修正する余地がある。

◎別表第 2

・ 工具等の例示について、「等」をつけたほうがよいという意見があり、精査した上で妥当なものについては付した。

・ 10 頁の 1 つめの< >について、対象物（土石、岩石、鉱物等）を明記した。

・ 機械や工具の範囲をわかりやすくするため、補足説明の表を追加した。ガイドライン改正時に別表第 2 に追記するか、解説で記載するかについては、報告書完成後に行政で検討する。

・ 対象作業場が明らかとなるよう、13 頁に「補足説明」の表を添付した。

◎騒音レベルに応じた措置の選択（フロー図）

・ 15 頁の 4 つ目の○について、誤字を修正した。「第 2」⇒「第 3」

◎別添 1

・ 17 頁の表題の語句を修正した。

・ 17 頁の「2 対象労働者等」を別表第 2 と整合を取った。

・ 17 頁の「3 測定の実務」を、事業者の観点からわかりやすいよう、簡潔な記載とした。

・ 18 頁（2）3 つ目の●について、個人ばく露測定の間について、現場の実情に配慮するよう意見があったことから、柔軟な書きぶりとしつつ、精度を保つために測定時間が 1 時間を下回らないことを明記したので、これでよいか確認したい。

< 主な議論等 >

・ ガイドラインを作成する段階までには、「騒音ばく露レベル」など、騒音に関する用語の使い方を整理しておく必要がある。また、現行ガイドラインでは、等価騒音レベルとして dB(A) の単位を用い、A 特性であることを強調しているが、最近では dB のみでよいということになっている。一部、聴覚保護具の SNR の際に、C 特性であることを明記すれば足りるのではないか。

⇒整理できるものは、見直し方針の中で取り入れておくほうがよいので、報告書作成段階での反映をお願いする。

・ 事務局の求めに応じ、騒音測定機器に関する技術的な内容について、大屋委員から、資料に基づき説明があった。これらは、ガイドラインそのものに追記するものではないが、実際の測定において精度を確保する観点から重要であるため、教育教材などで活用されるよう、事務局で確認の上、報告書に含めることとした。

→見直し方針案については、本日の議論を踏まえ修正して確定させることとし、修正は座長に一任することとなった。

●報告書の取りまとめ方法について、「報告書構成案」（資料 7-3）を事務局より説明した。

●今後のスケジュールについて、事務局より説明した。